



市 章

大津市公報

平 成 28 年 3 月 31 日
号 外 (第 30 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

- 規 則
 - 30 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の規定に基づき特定事業主等を定める規則…………… 1
 - 31 大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 2
 - 32 大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
 - 33 大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
 - 34 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
 - 35 大津市介護老人保健施設事業財務規則の一部を改正する規則…………… 3
 - 36 大津市総合保健センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
 - 37 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則の一部を改正する規則…………… 3
 - 38 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則…………… 4
 - 39 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則…………… 4
- 訓 令
 - 1 大津市職員の人事評価に関する規程の一部改正…………… 4
 - 2 大津市職員の条件附採用期間評価に関する規程の一部改正…………… 5
- 規 則
 - 教 育 委 員 会 規 則
 - 1 大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 5
 - 消 防 局 訓 令
 - 1 大津市消防職員の条件附採用期間評価に関する規程の一部改正…………… 5
 - 農 業 委 員 会 告 示
 - 9 大津市農業委員会規程の一部改正…………… 6

規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の規定に基づき特定事業主等を定める規則を公布する。

平成28年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第30号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の規定に基づき特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規則で定める地方公共団体の機関、その長又はその職員は、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項に規定する特定事業主行動計画を定めるものとする。

市長	市長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
公営企業管理者	公営企業管理者が任命する職員
消防局長	消防局長が任命する職員
市議会議長	市議会議長が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成28年 3 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第31号

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第32号）の施行期日は、平成28年 4 月 1 日とする。

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第32号

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第16条の 6（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。

第21条第 2 項第 3 号中「職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職員を除く。）」を加える。

第23条中「成績率は」の次に「、基準日以前における直近の人事評価の期における勤務成績及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に基づき」を加える。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第33号

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大津市技能労務職員の給与に関する規則（昭和55年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第34号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和54年規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条の 2 関係）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,688円	13,207円

20歳以上25歳未満	5,173円	13,207円
25歳以上30歳未満	5,721円	13,589円
30歳以上35歳未満	6,139円	16,312円
35歳以上40歳未満	6,571円	18,803円
40歳以上45歳未満	6,750円	21,355円
45歳以上50歳未満	6,865円	23,924円
50歳以上55歳未満	6,738円	25,214円
55歳以上60歳未満	6,057円	24,747円
60歳以上65歳未満	4,916円	19,935円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,579円
70歳以上	3,930円	13,207円

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに休業補償（以下「年金たる補償等」という。）について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償等については、なお従前の例による。

大津市介護老人保健施設事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第35号

大津市介護老人保健施設事業財務規則の一部を改正する規則

大津市介護老人保健施設事業財務規則（平成8年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第26条第4項中「企業収納員」を「企業出納員」に改める。

第44条第2項を削る。

第118条中「によって取得の翌年度から」を「により、有形固定資産及び無形固定資産にあつては事業の用に供した日の属する月から、投資その他の資産にあつては資産計上した日の属する月の翌月からそれぞれ月数に応じて」に改め、同条に次の1項を加える。

- 固定資産を除却した場合は、当該除却した固定資産については、当該年度の減価償却は行わないものとする。ただし、当該固定資産を除却した月の前月まで減価償却を行う必要がある場合は、この限りでない。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の第118条の規定は、平成27年度の事業年度から適用する。

大津市総合保健センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第36号

大津市総合保健センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市総合保健センターの管理運営に関する規則（平成元年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表女性健診の項中「金曜日」を「水曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第37号

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則の一部を改正する規則
大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則（平成16年規則第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第9号を次のように改める。

(9) 国立研究開発法人森林総合研究所

第4条第13号を削り、同条第14号を同条第13号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第38号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和44年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「異議の申立て」を「審査請求」に、「災害補償異議審査請求書」を「災害補償審査請求書」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「災害補償異議審査判定書」を「災害補償審査判定書」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

様式第16号中「災害補償異議審査請求書」を「災害補償審査請求書」に、「異議」を「不服」に、「および」を「及び」に改める。

様式第17号中「災害補償異議審査判定書」を「災害補償審査判定書」に、「および」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第39号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第135号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,570円」を「104,950円」に、「56,790円」を「57,030円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,290円」を「52,480円」に、「28,400円」を「28,520円」に改める。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の本則の表の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

訓 令**大津市訓令第1号**

大津市職員の人事評価に関する規程（平成22年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

大津市長 越 直 美

第1条中「第40条第1項」を「第23条の2第1項」に、「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号中「評定」を「評価」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「評

定」を「評価」に改め、同号を同条第 2 号とする。

第12条の見出し中「条件附採用期間職員」を「条件付採用期間職員」に改め、同条第 1 項中「条件附採用期間中」を「条件付採用期間中」に、「条件附採用期間職員」を「条件付採用期間職員」に改め、同条第 2 項中「条件附採用期間職員」を「条件付採用期間職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市訓令第 2 号

大津市職員の条件付採用期間評価に関する規程（平成22年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

大津市長 越 直 美

題名中「条件付採用期間評価」を「条件付採用期間評価」に改める。

本則中「条件付採用期間評価」を「条件付採用期間評価」に改める。

第 1 条中「条件付採用期間中」を「条件付採用期間中」に、「第40条第 1 項の勤務成績の評定」を「第23条の 2 第 1 項の規定による人事評価」に改める。

第 2 条から第 4 条までの規定中「条件付採用期間開始の日」を「条件付採用期間開始の日」に改める。

第 6 条第 1 項中「条件付採用期間勤務成績評価票」を「条件付採用期間勤務成績評価票」に改める。

第 9 条中「条件付採用期間開始の日」を「条件付採用期間開始の日」に改める。

別記様式（第 1 葉）中「条件付採用期間勤務成績評価票」を「条件付採用期間勤務成績評価票」に改め、同様式（第 2 葉）中「条件付採用期間勤務成績評価票 2」を「条件付採用期間勤務成績評価票 2」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

**規 則
教 育 委 員 会 規 則**

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3 月31日

大津市長 越 直 美
大津市教育委員会委員長 桶 谷 守

**大 津 市 規 則
大津市教育委員会規則 第 1 号**

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成25年 ^{規則} 第 1 号）の一部を次のように _{教育委員会規則}

改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

4 委員長及び副委員長に共に事故があるとき、又はこれらの者が共に欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第 1 号

大津市消防職員の条件付採用期間評価に関する規程（平成22年消防局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月31日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

題名中「条件付採用期間評価」を「条件付採用期間評価」に改める。

本則中「条件付採用期間評価（）」を「条件付採用期間評価（）」に、「条件付採用期間中」を「条件付採用期間中」に、「第40条第 1 項の規定による勤務成績の評定」を「第23条の 2 第 1 項の規定による人事評価」に、「大津市職員の条件付採用期間評価に関する規程」を「大津市職員の条件付採用期間評価に関する規程」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

農 業 委 員 会 告 示

大津市農業委員会告示第9号

大津市農業委員会規程（昭和42年農業委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

大津市農業委員会会長 中 村 利 男

第7条を削る。

第8条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「および」を「及び」に改め、同条を第8条とする。

第10条を削る。

第11条中「改正もしくは」を「改正し、又は」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第10条とする。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。